

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成29年12月19日（火）午後2時から午後4時30分まで

場 所 松山地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

所 長 伊名波 宏 仁（松山地方裁判所長）

司会者 末 弘 陽 一（松山地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 南 うらら（松山地方裁判所判事補（特例））

検察官 田 中 裕 亮（松山地方検察庁検事）

検察官 三 角 亘 平（松山地方検察庁検事）

弁護士 藤 原 論（愛媛弁護士会所属弁護士）

弁護士 横 井 秀 武（愛媛弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 60代 男性 無職 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性 無職 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性 会社員 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 20代 男性 会社員 （以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 30代 女性 （以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 60代 男性 無職 （以下「8番」と略記）

（記者クラブ記者 10名）

所長挨拶

裁判員経験者の意見交換会を開催するに際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、師走のお忙しくお寒い中、8名の裁判員経験者の皆様にお集まりいただきました。誠にありがとうございます。

御承知のとおり、裁判員制度は、国民の中から裁判員に選任された方々に裁判官とともに刑事裁判手続に關与していただくことを通じて、国民の皆様に司法に対する理解を深めていただき、司法への信頼を高めるとともに、国民の皆様にとってより身近な司法を実現することを目指して導入されました。平成21年5月に裁判員法が施行されてから、はや9年目を迎えておりますが、松山地方裁判所においては、本日現在で通算して114件の裁判員裁判について判決がなされております。

本日お集まりいただいた皆様は、平成28年4月から本年8月までの間に松山地方裁判所で実施された裁判員裁判において裁判員をお務めいただいた方々であります。本日は、皆様方から、裁判員としての御経験を踏まえた御意見や御感想をいろいろとお伺いして、国民の皆さまが安心して裁判員裁判に参加していただけるよう、その声を後日広く国民にお伝えして参りたいと考えております。加えて、今回、当庁刑事部裁判官のほか、松山地方検察庁及び愛媛弁護士会から、それぞれ裁判員裁判に關与された検察官及び弁護士に参加いただいておりますが、今回お伺いした皆様の声を今後の裁判員裁判をより良いものとするために生かして参りたいと存じますので、本日は、どうか忌たんのない活発な意見交換をお願いいたします。

本日の進行は、裁判長として裁判員裁判の審理を担当した当庁刑事部末弘部総括裁判官が務めます。限られた時間ではございますが、どうかよろしく願いいたします。

司会者

末弘でございます。この4月から松山地方裁判所で勤務しております。この意

見交換会の趣旨ですが、所長からもお話がありましたけれども、裁判員を御経験された皆さんから率直な御意見や御感想をお伺いすることで、まず裁判所として、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただくとともに、検察官、弁護人の立場からも、それぞれ今後の訴訟活動に生かしていくということ、それから、裁判員を御経験されていない方々の不安を解消するというに役立つことができればということでございます。本日はどうかよろしく願いいたします。

テーマ1 「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」

司会者

まず、今回、この意見交換会に御参加いただきました経験者8名の方々のうち、1番の方は、一人の被害者に対する恐喝、強姦致傷、強要未遂と、別の被害者に対する傷害致死の裁判を担当されました。

そして、2番から5番の4名の方々は同じ裁判を、具体的には同一の被害者に対する住居侵入、強姦致傷、監禁の裁判を担当されました。

6番から8番の3名の方々も同じ裁判を、具体的には同一の被害者に対する住居侵入、強制わいせつ致傷、それから別の被害者3名に対する窃盗の裁判を担当されておられます。

このように、今回の経験者の皆さんに御参加いただいた3件の事件は、いずれも性犯罪が含まれているという点で共通しております。それから、事実関係について争いがあるという点でも共通しております。

私と本日出席の南裁判官は、2番から8番の方々と御一緒に裁判員裁判を担当させていただきました。

では、これから全体的な感想、印象ということで。

まず1番の方は先ほど申しましたように恐喝、強姦致傷、強要未遂、そして、傷害致死の裁判を御担当されました。証拠調べ等の審理が実質6日間、6日目に論告、弁論がありまして、その後、評議を経て、その2日後に判決を行うという、やや長めの日程の裁判だったと思いますけれども、いかがだったでしょうか。

1 番

事件の経過、後からの犯罪によって証拠調べの頃から別の事件が加わってきたというような、時間的な経過があって事件が明るみになるまで期間が3年だったと思うんですけど、証拠が・・・いろいろありまして、判決は控訴されたそうなんです。その後、高松高裁で控訴棄却するときには私どもの判決内容が全面的に支持されたというのを見まして、一応安心したというのが私の感想です。

司会者

2番から5番の方々は、同一の被害者に対する住居侵入、強姦致傷、監禁の裁判を御担当していただきました。日程的には証拠調べの審理を2日間行い、3日目に論告、弁論、その後、評議を経まして、5日目に判決を行うというスケジュールでありましたけれども、いかがだったでしょうか。

2 番

事件自体が発生したのは平成18年で、時間がたち過ぎていて、発覚したのが、犯人が分かったのが平成28年10月という、時間的な流れが、ちょっと日がたち過ぎているのでどういうことになるのかなという気がしました。おまけに被害者の方がお亡くなりになっているということで、もう犯人しかいないというような形で、あと、被害者の方はもう、警察に供述した内容しか残っていなかったもので、どうなるのかなと不安なところはあったのですが、そういうところもちゃんとみんなで突き詰めていくことができ、案外うまくいったなという感じはしました。最初はもっと堅い話になるのかなと思ったのですが、結構みんなで議論が活発にできたので、どちらかという今日の方が緊張するという感じです。

3 番

同じくこの裁判は被害者の方が亡くなっていて、その方がいないので、証拠だけで突き詰めていかないといけないという特異な裁判だったと思います。でも自分たちが6名と2名の裁判員、補充の方と話し合いができて、最後まで行けたことは、とてもうれしかったと思います。

4 番

確かに非常に難しい条件が多かったし、10年前ということもありましたし、被告人と関係者がかなり特殊な職業あるいは関係の中でのことでしたので、おそらく裁判員の皆さんはそんな経験はなかったと思うんですけども、それを思えば、まあよくまとまったかなと思います。

その裁判員として参加した方が非常に良かったなど、コンピュータで本当にこんなにうまく選べるのかなという感じがしました。

5 番

選ばれる前はいいイメージがないというか、裁判員に選ばれるということ自体がちょっとというようなところがあって、初めは、ちゃんとみんなで話し合えるかなとか、いろいろ不安はあったのですが、メンバーに恵まれて、ちょっと印象は良くなりました。全般的な感想としては、暗いイメージだったんですけど、参加して良かったなという感じです。

司会者

6番から8番の方々は、先ほど申しましたように同一の被害者に対する住居侵入、強制わいせつ致傷と、窃盗事件3件を一つの裁判として担当していただきました。証拠調べ等の審理を3日目の午前中まで行って、その後、論告、弁論、評議を経て、5日目に判決を行うというスケジュールであったかと思いますが、6番の方から感想をお聞かせいただけますか。

6 番

全般的な感想としてなんですけど、争いあるところで被害者の方と被告人の方がお互いに言っていることに対して状況だけを見て判断しなければいけないというところで、多分こうだろうという憶測の部分で話しながら組み立てていくところが難しかったなという意見です。ただ、選ばれたメンバーで話して、きっちりした判決まで持っていけて、まとまったかなと思ったので、本当になかなかできないいい経験ができたと思います。

7番

裁判員裁判に参加しての全般的な感想というのは、当たったときは職場や家族に迷惑を掛けるので嫌だなという気持ちの方が大きかったし、興味も知識もなかったのも、不安はあったのですが、実際に参加してみると、検察官や弁護士の方は私たちに分かりやすいような書類を用意してくれたり説明してくれたり、裁判官の方は、どんな質問に対しても答えていただいて、1日目の時点で私の中の不安は無くなって、一番最後のときには、なかなかできない経験をさせてもらってすごく良かったなという感想です。

8番

私も最初は確かに緊張して、これでやれるんだろうかと思ったのですが、メンバーに恵まれていました。事件に関してはいわゆる密室の中の出来事で、お互い口頭での論戦で判断がちょっと難しかったですけど、私ら6人と補充裁判員2人の意見が活発に出て、私自身は、これでまた裁判員裁判があれば今度はきっちりできるかなと思いました。

テーマ2「審理について」

司会者

皆さん、ちょっと思い出していただきたいのですが、裁判の審理が始まったとき、最初に起訴状の朗読とか罪状認否があった後で、検察官、弁護人の双方から主張を聴く、冒頭陳述というものがあつたと思います。資料も配られて、双方がこういう事件ですよ、こういうところに着目してくださいなどと主張を交わしたということがあつたと思いますが、これを聴いていて、双方の言い分をよく理解できたでしょうか、よく伝わったでしょうか。まずはこの冒頭陳述についての感想、御意見をいただければと思います。8番の方、いかがだったでしょうか。

8番

検察官については、被害者から聞いた話だと思いますが、私自身ちょっと迷ったんですけど、証拠固めができているなという印象でした。弁護人の方は、被告

人の肩を持つというふうに考えていましたが、よく判断しているなど思いました。

司会者

5 番の方、いかがだったでしょうか。

5 番

時系列にちゃんと並べられていて、状況も分かりやすく説明していただいたので、流れが把握できたと思います。ただ、被害者の方が亡くなっていて、その方の証言が全くないので、書類上だけでのことになり難しかったところがあります。それでも、流れは分かりやすかったと思います。

司会者

冒頭陳述については、映画の予告編あるいはガイドマップのようなものと初めに説明させていただきましたが、スッと入っていったということでしょうか。

5 番

はい。

司会者

1 番の方、いかがだったでしょうか

1 番

私が担当したのは、2 人の被害者がいた事件でしたが、一つずつ分けて審理したと思います。検察官の説明は、争うべきことなどを色や矢印などを使っており、分かりやすく聞けたと思います。

司会者

冒頭陳述の関係で、検察官、弁護人から裁判員経験者の方に何か聞きたいことなどはありますでしょうか。

弁護士（藤原）

冒頭陳述の際、手元にメモや原稿がある状態と、そのようなものがなく耳で聞く状態との違いなど、どのようにお考えでしょうか。

1 番

紙を見ながら聞く方が分かりやすいと思います。

司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

やはり耳で聞くだけでは分かり難い点があると思います。書面をいただく方がありがたいと思います。また、関係性を表形式にさせていただくと分かりやすいと思います。司法に関係している方なら、耳で聞いただけでそのままスッと入ってくると思いますが、一般人からすると書面があった方が分かりやすいと思います。

司会者

事前に配布されるのと、聞いた後に配布されるのと、どちらがよろしいでしょうか。

2 番

事前に配布される方が頭に入りやすいのではないかと思います。

司会者

7 番の方、いかがでしょうか。

7 番

全く分からないと不安感があって考えられなくなるので、事前に配布される方が安心なのと、聞き逃しや、難しい言葉だと、漢字を見てこんな意味かなと分かったりすることもあります。

司会者

それでは引き続き、証拠調べの内容に移っていきたいと思います。証拠の関係では、モニターで書類を映し出したりしながら、検察官が内容を説明するなどして証拠書類を取り調べてその後に証人のお話を聞くという流れになっていたかと思います。検察官は、事件の起こった場所とかその時の状況について、写真や図

面を用いて提示していたと思いますが、そのような写真や図面などで場所や状況が理解できたのかどうか、あるいは足りなかったのかその辺りの感想や印象などをお聞かせください。6番の方、いかがだったでしょうか。

6番

写真や音声を聞かせてもらい、ただ話を聞いてイメージするよりも、視覚的に見て、ああこういう場所かとか、警察官とのやり取りがはっきりと分かったので良かったと思います。

司会者

量が多すぎたとか少なかったという印象はいかがだったでしょうか。

6番

多すぎもせず、少なすぎもせず、ちょうど良かったと思います。

司会者

4番の方、いかがだったでしょうか。

4番

量的にはちょうど良かったのではないのでしょうか。

司会者

3番の方、いかがだったでしょうか。

3番

特に証拠書類が多かったとか少なかったとかの印象はありません。事件のイメージができましたし、自分なりの組立てもできましたので、ちょうど良かったと思います。

司会者

続きまして、写真とか図面などで事件の状況を理解した上で、証人の尋問が行われた事件が多かったと思いますが、いずれの事件も複数の証人に来ていただき証人尋問が行われたと思います。その中には、医師などの専門的な知識を持つ証人、例えば、法医学の先生、あるいは精神科医がいらっしまったと思います。専

専門的な方の証言が分かりやすかったかどうかについての御意見をいただきたいと思いをします。

先ず、1番の方、いかがだったでしょうか。

1番

加害者が撮影したビデオ映像から、それぞれの先生方が、その当時の状況を判断されたということでしたが、PTSDというんですか、アメリカの学会の基準に当てはめていってこうであるということだったと思います。ただ、私たちがそこで聞いてもなかなかぱっと入るような感じではないので、後でみんなが集まったところで、ああだ、こうだと話をして、ああ、あれはこのようなことを言っているのかなと会話しながら納得するとか、裁判員の6人が話しても全く分からないなということもありました。専門的なことはあったような気がします。

司会者

ありがとうございます。

7番の方のときは、被害者の傷の状況に関して医師の尋問があったと思いますが、何か印象はございますでしょうか。

7番

けがの状態を実際に見ていないので、その程度は分からなかったのですが、専門家の方が来て、その当時こういう状況であったと、はっきり聞かせていただけたので、想像しやすく納得でき、本人が痛みを訴えるのを聞くより良かったと思いました。

司会者

今は専門家の証人についてお聞きしたのですが、そのほかの証人尋問について、分かりやすかった、集中して聞けた、あるいは、この証人は本当に必要だったのか、質問の意図や内容が分かりにくかった、質問者の声が小さかったなど、いろいろな感想があると思います。我々も今後の参考にさせていただきたいと思いをしますので、お気づきの点についてお聞かせください。

2番

被害者が亡くなっていて、その友人である証人が強く責任を感じているふうで、誰か付き添っていた方がよかったのではないかと思いました。証人が精神的な負担を抱えている点はなかなか読めないのが難しいとは思いますが・・・。

司会者

5番の方、いかがだったでしょうか。

5番

後の交際相手の方が出てこられたのですが、やはり、被害者本人の証言が聞けたらよかったと思います。この点が一番判断しづらかったところになります。家族の方も出てこられましたし、心情的に家族側に立てば被告人を悪く思ってしまうし、本人の証言が聞ければよかったと思います。

司会者

8番の方、いかがだったでしょうか。

8番

私が担当した事件では、少し不透明な部分がありました。言っているのか言っていないのか疑問に思ったところがあります。証人は宣誓したのだから、正しいところを言ってほしかったと思います。

司会者

1番の方の事件では、検察官が請求した事件に関する証人だけでも10人以上あったかと思うのですが、いかがだったでしょうか。

1番

それほど負担感はありませんでした。

司会者

それでは、証人の関係で検察官、弁護人から御質問等はございませんか。

検察官（田中）

先ほど専門家証人の関係で、聞いていただけでは分かりづらかったということ

でしたが、専門家証人からお話を聞くに当たって、何らかのものを見ながら尋問を聞く方が分かりやすかったのではないかとということがあればお聞かせください。

1 番

刑事の方が、取調べのときに死因の点について、刺激に対する量のこととかいろいろなことを写真を見ながら説明していたと思うんですが、どうしたらアルコールが効いてくるか想像できるんですけど、専門的な言葉について注釈を付けて、例えばPTSDについて説明するようなものがあれば良かったかなと思います。それと、アルコールに強い、弱いという説明があったと思うんですけど、そういうところについて説明があったら良かったと思います。

司会者

弁護人の立場からいかがでしょうか。

弁護士（横井）

検察官側の証人であれば弁護人からの反対尋問、弁護人側の証人であれば検察官からの反対尋問というふうに反対尋問があったと思いますが、反対尋問が功を奏しているというのはどのようなところに出てくるのか、あるいは、反対尋問が全くできていないなという印象はございませんでしたか。

司会者

3 番の方、いかがでしょうか。

3 番

私が印象的だったと思うのは、警察官の証人尋問で、質問に対する受け答えの態度に、熱く真面目な人だというふうに見えて、被告人の供述調書に信用性があるかどうかという点に争いがあったと思うのですが、証人の尋問で進むべき方向が決まったと思います。

2 番

さっきと同じように私も警察官は弁護人からの質問に対しても、分からないと

ころははっきり「分からない」と言って、それと、はっきりと覚えているところはきちつと言う、本当に白黒がきちつについていて、聞いていて分かりやすかったですね。なんか、それだけでも信頼できるなって感じで、自分でも曖昧なところで何か一生懸命逆に辻褄を合わせようとして話をするような感じではなく、もう分からないところとか覚えていないところは「分かりません」とか「覚えてません」とかきちつと言ってくれたのが、かなり良かったと思います。

司会者

反対尋問という趣旨からすると、6番の方、いかがでしょうか。

6番

反対尋問を聞くときに、いきなり聞きたいことを聞く、というよりは、順を追って、結局、「先ほどの発言からしたらこういうことですよね」という、そういうたどり方をして、ああ、そこが聞きたかったんかな、というところまで、回りくどい言い方ではあったのですが、そうしないと、なかなか本人としても言ってくれないのかなというのが、よく考えられた質問だな、というのは感じました。

司会者

ありがとうございます。では、証人尋問に続きまして証拠調べのほぼ最後になるかと思えますけれども、被告人に対する質問というのが、あったかと思えます。尋問時間をどうお感じになられたのか、集中して聞けたのか、あるいは質問の仕方に工夫すべき点があるのかなど、その辺りについてまた感想をお聞かせいただければと思います。被告人の話ですね。4番の方、いかがでしょうか。

4番

被告人に対する反対尋問というか、先ほどから2番さん、3番さんが言われているような、被告人が、もともとの犯歴がそういうことだったと思いますが、非常に口がうまいといいますか、非常にしゃべりはとうとうとしゃべるんですけども、あまりにもきれいすぎて、逆に信用を損なってしまうような、しゃべり方だったというふうには思いますし、それをまた際立たせた検察官の方の尋問が良か

ったですし、逆に言えば、弁護人の方がもう少しやりようがあったんじゃないかという、一方的な感想を抱かせるような形になってしまったと思います。

司会者

ありがとうございます。別の事件の関係で7番の方、いかがでしょうか。

7番

被告人の発言が、どうしても検事さんや弁護士さんとは違って、緊張もされていたのか、聞き取りにくいこともあったんですけど、双方の質問も分かりやすかったし、比較的、被告人の方も淡々と答えていたので、見ている分、聞いている分に関しては、分かりにくいな、というのはなかったです。

司会者

8番の方、いかがでしょうか。

8番

被告人が裁判慣れしていて、雄弁で、はぐらかすというような感じがしました。自分の罪を軽くしようという気持ちは理解できるんだけど、ただ、ある程度したことはしたことで、あまり意味がないのではないかと。あまり争点とは関係ないという感じに私自身は受け取ったんで、逆にそれは得することないと思うので、もう少し被告人も、自分は犯罪を犯したんだから、もう少し被害者と最後に向き合ってもらったら、もう少しスムーズにいった気がします。

司会者

ありがとうございました。では、被告人質問の関係で、また検察官か弁護人から。

弁護士（藤原）

被告人質問をするという話になったときに、一から十まで、極端な話、生い立ちから事件に至るまで、一個ずつ聞いていくという形で、通常時系列に沿って、昔のことから今に向かって聞いていくというふうになっていてですね、なるべくメリハリをつけてやろうとはしているんですけども、被告人に対して、全部本人

の口から学歴だとか職業とかそういうのを全部質問して本人の口から話させた方がいいのか、それとも、身上というか、それまでの経歴みたいのはもう供述調書の朗読の方がいいのか、その辺の感想とかあればお伺いしたいと思います。

司会者

裁判員裁判のときでも、基本は本人に言ってもらおうというのが前提なんですけど、被告人は捜査段階で供述調書が作成されることが多くて、経歴部分ですと、書面で朗読してもらう方が分かりやすいとか、そういう使い分けとかもあると思います。その辺り感想を聞かせていただいたらと思うんですけど。4番の方、いかがでしょうか。

4番

それはもう、おっしゃるとおり、供述調書のとおりやっていた方が、いちいちそこで時間を割かれても、正直、我々、初めて裁判員に出た者にとっては、おそらく、無駄な時間となると思いますので、事実関係がはっきりしているところについては、あえてもう形式的な形はとらなくていいのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。どうぞ2番の方。

2番

生い立ちなんかで特殊な環境で育ってきたというところがあるんなら、そういうふうなところは言ってもいいと思うんです。両親から暴力を受けていたとか、例えば、母子家庭で育ったとか、そういうふうな特殊な環境、と言ったら語弊があるかも知れませんが、そういうふうなのがある場合は、育っていく段階で、精神面なんかで影響を受けるような、そういうふうなところは取り上げてもいいと思うんですけども、特別そういうところがない場合は、むしろ文書で済ませていいと思うんですけども。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

私も同じで、別に特殊でなければ文書でいいと思います。

司会者

文書の読み上げで。

7番

はい。

司会者

文書の読み上げとなると、時間的に大体どれくらい・・・，それが1時間になるとしんどいとは思いますが。みなさんの事件には、そんなに長いのはなかったと思うんですけど、長さの程度問題とかもあるかと思うんですけど。

7番

私の裁判ではそれが長くて苦痛だったとかいう印象はないんですけど、事件に対して、被告人に対して、そんなこともあったからそうなんかなっていうのに必要な情報であれば、ある程度時間を割くのも仕方ないのかなと思うんですけど、学歴だとかはそんなに時間とらなくてもいいのかな、という感じです。

司会者

8番の方、どうぞ。

8番

私はちょっと違うんですけど。本人の生い立ちから、時間は長引きますけど、私ら裁判員になった者にとっては、ちょっと判断しにくいところが出てくると思うのです。そりゃあ、プライバシーとかに侵害するかもしれませんが、生い立ちから今までこうやってきて、本人の性格とかいうのが少し分かってくるんじゃないのかな、それでこういう事件を起こしたのかな、という身上的な面も出てくると思うんです。だから私は、何もかんもあれした方がいいんじゃないかと。

司会者

ありがとうございます。被告人質問についてお聞きしましたけれども、証拠調べについて追加で何か御質問等あれば。検察官どうぞ。

検察官（田中）

証拠調べ全般のことについて、ちょっと一点お伺いしたいと思います。私、先ほども申し上げましたが、1件だけ関わった事件があるので、どうしてもそれに関わることになってしまうんですけど、先ほど1番の人がちょっとお話されていましたが、私が担当した事件では被告人が撮影したビデオというのが証拠にありまして、検察官も弁護人も証拠として請求されていたかと思うんですけど、結局採用はされなかったという事情がありましたので、まあ、個別の質問としては、そのビデオを見たいと思ったのかどうかというのが一つと、あとその事件特有の問題ではなくて、人の話以外の証拠で、もうちょっとこういうのがあれば分かりやすかったのになというような証拠がもしあれば教えていただきたいというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。では1番の方、いかがでしょうか。

1番

個人的には部分的には見たかったかな、という部分はあるんですけど、全部見せられてもきりが無いような。価値的なことがあるんだったら見たいなあ、というのは、みんなで、少しは出ました。

司会者

検察官からの質問で、他の証拠というか、こういうのがあったらなあというのはいかがでしょうか。

1番

いろんな証拠が出てきていますが、最初に裁判官の方から、これに対してあまり争点にならないのは最初から使わない方針ですと聞いていたので、我々はそれ自体ちょっと判断できませんでした。

司会者

ありがとうございます。証拠の関係で、例えば防犯ビデオとか、メールの中身とか、最近は本当にいろんな証拠があるかと思います。防犯ビデオは分かりやすかったとか、その辺りについてはいかがでしょうか。6番の方。

6番

防犯カメラの映像、写真も静止画でしたけど、そういう核心を突いた証拠というのがあったらやっぱり、供述だけだと憶測の話も増えてくるので、そちらがあればなあという話も、皆さんとも話してはいたんですけど。証拠集めの中で集まらなかったのかな、みたいな話にはなっていたので、核心を突いた部分というのはやっぱり話し合う上で欲しかったな、というのはありました。以上です。

司会者

窃盗の現場の防犯ビデオか、その辺りについて何か。

6番

やっぱりその辺りは、盗る瞬間がしっかり映っていたので言い逃れができない状態だったんでもう、そこは被告人の方も認めてたんですけど、それくらい、争った中でも、核心突いてもうどうしようもないくらいのがあったら、もっとスムーズだった部分もあるのかなと思います。

8番

私らが裁判した中で、いわゆる密室の中での出来事だったんですけど、ちょっとこれはもうなくてもいいんじゃないか、という写真があったんですけど、風呂の中とか、洗濯物は。壁は本人が格闘技してたとか言ってたから、壁のキズとかはいいですけど、ちょっと余分な、関係ない写真まで出てくるのは無意味じゃないかなと思いました。

司会者

現場の状況でということですかね。

8番

はい。

司会者

証拠の関係は以上でよろしいでしょうか。では、証拠調べは終了ということになりますと、審理の最後にですね、論告として検察官から求刑と、刑を求める意見が述べられ、弁護人からも弁論として、意見が述べられました。この論告弁論についての印象や御感想をお聞かせ願えればと思います。では7番の方。

7番

私たちの裁判で、私の印象としては、最初の冒頭陳述と論告弁論に大差はなかったように思うんですけど、一番最初の冒頭陳述と違って私らも流れを見て双方の話も聞いて証拠もいろいろ見せてもらってのものだったので、分かりにくいな、というのもなかったし、どうしてもそっちの意見を聞くとそっちに情が流されて、弁護士の話を聞くとそっちに気持ちが流されて、となるんですけど、分かりにくいということもなかったですし、自分の意見だけじゃなくて後で裁判官の方と、裁判員のみんなで話し合ったりするので、分かりやすくはしていただいたとは思うんですけど、とても良かったなと思うのが印象的です。

司会者

はい、ありがとうございます。4番の方は、いかがですか。最後の論告弁論のところ。

4番

非常にまとまっていたとは思いますが、その論告と弁論の方の中身で言えばもう明らかにおかしいと思われるようなこともあったわけで、それが後の評議につながったわけですが、それがどうだったのかと言われても、ここで検察官や弁護人の非難するわけにはいかないと思いますので、控えさせていただきます。

司会者

論告弁論を2回に分けてされてるような1番さんの事件では、中間的に論告、

弁論をされたりとか。

1 番

証人が多いいっていうのは、逆に言ったら、分からない部分が多く、証拠が少ないという部分がありましたし、3年後に起きた事件によって、3年前に起きた事件が分かっていったというようなケースだったということで、証拠の紛失した部分があったかのように聞いてました。しかし、証人の方が3人くらいいて、それを総合化して判断するしかないところもあったと思うんです。結果的には検察の方が、否定されたことがほとんど認められていたというか、そういう判断で判決になったというふうに思っています。

司会者

論告弁論の関係で他にありませんか。弁護人の方からは。

弁護士（横井）

ありません。

テーマ3「評議について」

司会者

では、証拠調べ、論告弁論まで終了ということで、引き続き進めさせていただきます。その後、法廷での審理を終えて評議室に戻ってきて議論が始まるというところについてお話しいただければと思います。評議では、まず、被告人が起訴状に書いてある事実を犯したかどうか、有罪か無罪かというところを議論させていただき、有罪の場合には、どのような刑を科すのが相当であるかというような点を中心にされたかと思います。裁判官らの方からも法律的な説明をさせていただいたり、あるいはデータベースに基づいて量刑の分布なども紹介させていただいたかと思います。そのようなことを踏まえて、評議で率直な意見を言えたのかどうか、あるいは言いたかったけど言えなかったことがあったかどうか、そのような辺りのことについての御感想等を含めてお話をいただければと思います。6番の方、いかがでしょうか。

6 番

評議でやはりいろいろな事件についての判決だったり年数を見せてもらって、見せてもらったら大体おおよそ今回ののはこれくらいかなっていう年数が自分の中でも何となくですが出てきて、評議の中でいろいろな証拠とかを見ながら判決をまとめる部分では、しっかりまとまったかなと、判決の年数はそういう前例に沿った年数になったんかなとは思いました。

司会者

3 番の方。

3 番

評議なんですけれど、検察の求刑は確か14年だったと思うんですけど、部屋に帰って、いろんなデータベースを見せてもらって、自分なりの判断、皆さんの判断・・・、最終的には12年ですか、12年の判断が妥当かな、と思って納得したんですけど、はい。

司会者

1 番の方、いかがでしょうか。

1 番

一番最初の時、データを見た後ですけど、その時は、再犯とか知らなくて。その後、再犯があった話を聞き、再犯があったときの決め方とかいろんなことを聞いて・・・。

司会者

議論については意見が言えなかったとかそのようなことはございませんか。

1 番

それはもう、皆さん活発に意見を言っていたと記憶しています。

司会者

7 番の方。

7 番

評議についてなんですけど、私は良い印象があって、自分が裁判員をしても自分の意見が通らず、結局、裁判官が決めるのが主なんだろうなと思っていて、これが1年が妥当なのか、10年が妥当なのかが全く分からないまま参加したのですが、刑に関する過去の資料を見せてもらい、自分の意見が一つの意見としてちゃんと通っているんだなということを感じましたし、裁判所側の努力というか、分かりやすく説明してもらったり、あなたの一つの意見が大事なんですよと言われ、真剣に考えなければいけないなと思えたので、良い印象があります。

4番

確かに量刑ということになれば我々は素人なわけで、これくらいの犯罪であれば、これくらいの刑という感覚はなかなかつかみ難いところはある訳ですが、今までの事例を様々データベースで見せていただいたわけですが、これが逆に予断になるというか、今までのデータのとおりでよいのであれば、裁判員裁判自体の必要性もないのではないかと思われ、実際に罪を犯し、その影響がこうあって、被害者の方がこのようなことだから量刑はこれくらいがいいのではないかというのを考える上では、データは一番最後に見せていただく方が良かったのではないかと考えています。

裁判官（南）

一点質問させていただきたいと思います。今後の裁判員裁判に生かしたい趣旨で伺わせていただきます。皆さん、どの事件も事実関係が争われて、それについても議論し、有罪と判断したときに量刑をどうするかについても話をしました。その際に実はもう少し意見を言いたいことはなかったでしょうか。複数、裁判員裁判を担当していると、活発に意見交換できたと思える場合もあれば、もう少し話をされたかったのではないかなと感じるときもあるんです。皆さんが評議の場で十分意見が言えたのかどうか、言えなかったのなら、どのような点を改善したらよいか教えていただければと思います。もちろん、裁判官がもっと努力すべきという点でも構いません。逆に意見が言えたという実感がおありであれば、それ

はどんなところが良かったのか、裁判所側では分からないところもあるので、今後のために教えていただければと思います。

司会者

5番の方、いかがでしょうか。

5番

意見が言いやすい環境は、十分、整っていたと思います。評議の場でもメンバーにも恵まれ、話しやすい環境でしたし、裁判官の方も体調とかも気遣ってくださって、声掛けもしていただき、私としては意見しやすかったと思います。

司会者

4番の方、どうぞ。

4番

根本的なことになるかもしれませんが、より良くするためには、裁判官の数をもっと増やして、担当者も、もっと増やして、そうでなければ、どの件についてもそれでその人の一生が決まってしまうわけですから、私としては、どれも評議が足らなかったということも言えると思います。本当に納得できるところまでであったのか、逆に日程がこうだからその中でまとめてしまったのではないかという気持ちは残ります。これを改善するにはどうすればよいかと言われたら、裁判官を増やしてもっと充実するしかないのかなと思います。我々は裁判員としてこの1件だけですが、裁判官の方は、多くの件数を抱え、我々裁判員の面倒も見なければならぬということをお考え、もっと人員を増やしてやっていってもいいのかなというふうに思いました。

司会者

1番の方、どうぞ。

1番

控室の中で、どういうことが争点になっているか、証人や被告人質問ではどういうことを質問するか前もって意見集約し、これとこれとこれを裁判長が質問し

ようということになりました。私らのときは裁判員が質問する機会はあまり多くなかったですが、要するにチームで質問したという形でした。

4 番

誤解があったらいけないので、もう一度言わせていただきますが、司法に従事している人を増やしてほしいということで、こちらの人員を増やしてほしいという話ではないです。そちら側の人をもっと増やして、労働条件を良くしてほしいということです。

司会者

8 番の方。

8 番

私は、少し評議する時間、日にちを長くしてもらった方が良いと思います。私たちは、裁判官と違って素人の集まりですし、人生を決めることですから、これからは、もっと長くして、積極的にしていった方が良いと思います。

司会者

評議をする日にちをもう一日、二日増やした方が良いということですか。

8 番

それもありますが、検察官や弁護人や被告人の時間、裁判自体もう少し長くあった方が決めやすいと思います。人の人生を決めるわけですから少し短かったのではないかと思います。

司会者

評議の関係で検察官、弁護人からお聞きになりたいことがあればどうぞ。

(なし)

司会者

評議の関係ではよろしいでしょうか。3 番の方、どうぞ。

3 番

今回、裁判員 6 人、補充 2 人で、評議したんですけど、補充の方も結構いい意

見を出されるんですよ。何とかありませんか。

司会者

補充裁判員にときどきお話を伺いますし、もちろん、最終の評決には加わることはできませんが、その都度お話ししていました。

2番

戻ってしまうかもしれませんが、評議している中で、量刑を決めるときに、今までの事例をどの場面で出したらよいかというと、最後に出すというのも引かかるし、やっぱり、真ん中あたりで出すのが。さらの状態で全員いくらというのを出してもらって、その後にこのような事例ではこのくらいの量刑ですよと出してもらうのがベストだと思います。最初にこの場合はこうと出されるよりは、今回の場合はどうでしたっけ。事件ごとにタイミングは、違うことは違うんですよ。

司会者

皆さんからお話を伺った後で、事件の種類を考えていく上で出していくことになると思います。評議の関係で6番の方、いかがですか。

6番

僕自身は、評議のときには、裁判官の方も話をどんどん振ってくださったので、全員で意見を出し合って、話せていけたと思います。年数を決める辺りでも、全員の意見をしっかり、個人個人が発表して、その中で決まっていたので、そういうところでは、自分も発言できたかなと思います。

司会者

今回御縁があって、面識のない方々と一緒に議論をすることになりました。このような形で面識のない方々が集まって議論したことについて何か感想があればお伺いしたいと思います。全般的なことでも構いません。

8番

私らは、この事件に関してはチームワークはよかったと思います。

2番

最初集まったとき、どういうことになるかなと思ったのですが、意外と最初からうまいこと進んでいったと思っています。お二人の進め方がよかったのか私らが良かったのか分かりませんが、けっこうスムーズに、みんな自分の意見も活発に言えたので。最初参加したときは堅苦しいことになるんじゃないかと思っていたのにそんなこともなく、みんな活発に意見を言えたと思います。

1番

全般的な雰囲気は良かったと思いますけど、みんな番号で呼びますし、どこの出身なんかも話の中で少しは分かることもありますが、同じ目標に向かっている仲間ですから名前とか、松山、新居浜、宇和島程度は言ってもいいのかなというふうには思いました。後でいろんなことで意見交換もありますし、あまりプライバシー保護を言いすぎるのはどうかというのが感想です。

3番

全国的にはどうなのでしょう。全件番号で呼ばれるんですか。

司会者

やり方はいろいろあると思います。3番の方のときも番号でさせていただきました。お一人でも嫌だという方がおられたら名前ですることはできませんし、そういった点について気を遣うことから1番さん、2番さんとお呼びすることについては御理解していただいているところです。ただ、名前でするやり方もあり得ることだとは思っています。

テーマ4「これから裁判員となられる方へのメッセージ」

司会者

評議の関係はよろしいでしょうか。それでは四つ目のテーマに移らせていただきます。これから裁判員になられる方へのメッセージということで、最後に皆様から今後裁判員になる可能性のある県民の皆様へ宛ててメッセージをいただければと思います。簡単なもので構いません。それでは1番さんから順番にどうぞ。

1 番

裁判員になったときに1番気になったことは、絶対に公表してはいけない守秘義務です。裁判所の中で聞いたことは絶対に言うてはいけないと思ったのです。そうではなくて、公開の法廷の中で聞いたことはよいと聞いて楽になりました。それと裁判員になるなら、これくらい勉強しておかなければと思って、DVDとか冊子とか全部見ました。しかし、やってみたらそうではなくて、自分で考えていたよりは簡単でした。恐れることなく、せっかく、いいチャンスをもたらったと思って積極的に参加したらよいと思います。

2 番

同じように、最初はどうなることかと思っていましたが、評議をしていくうちに、自由に話ができる形ができていって、専門的知識がなかったらいけないものではなく、自分の知識の範囲でみんな話できて、世間の人が思っているほど敷居が高くないです。世間の人、裁判員の人、知識が必要と思っていますが、そうではないので、気軽に考えて参加できると思います。

3 番

今回、このような制度に参加させていただいてとても感謝しています。最初は、どうしよう、どうなるんだろう、会社にはどう言おうとっていて、最初知らなくて有給休暇を出したんです。来たら裁判員休暇になりますと書いていたので、会社に了解していただいて、月曜から金曜日までの5日間、よいメンバーに恵まれて、今2番さんが言った自分の知識で話して、あとはみんなでフォローしてくれ、とてもいい経験をさせていただきました。

4 番

メッセージですね。一言で。何事も経験、チャンスを生かしましょう。

5 番

最初は、あまりいい印象がなくて、参加してみて、良い経験になりました。また、機会があれば参加してみたいと思いました。自分は支障がなかったのですが、

精神的なものや体調が良ければ良い意見が出るものだと感じました。

6 番

いい経験させていただいて、裁判というと接する機会もなく、遠い存在のように思っていて、実際に参加すると近くに感じられたこともあったので、僕らのような若い世代は、チャンスがあれば参加してもらいたいと思います。

7 番

全くの無知で、とにかくやりたくないというのが最初でした。でもやってみるとやって良かったと思えるので、もし、職場の人で裁判員やる人がいれば、やったほうが良いと言えます。

8 番

私も最初選ばれたときは嫌でした。家族から人生に一度あるかないかだから経験しなさいよと言われて参加しました。いいメンバーに恵まれ、一人じゃない、みんなで意見を出し合ってできるので、私は参加してよかったと思っています。今後参加する人は、胸を張って参加してもらいたいです。

司法記者クラブからの質疑応答

毎日新聞(代表質問)

裁判員裁判に参加することで職場に迷惑を掛けるとか、証拠で生々しい資料を見ることがあったと思うのですが、負担に思ったことを教えてください。

2 番

交通費を柔軟に考慮してもらいたいと思います。100キロ超えなければ特急料金が出ないというのは・・・、やっぱり、地方になったら1時間に1本で普通列車で行くのであれば、乗り換えて時間がかかることになるので、その辺りのところを臨機応変にしてもらいたいなと思います。例えば新居浜から松山だと普通列車分しか交通費が出ないのです。

7 番

仕事をしている身として、5日間連続で休むのは、職場に戻った後の仕事が大

まっぴいて、まあ、裁判が長いことは理解しているのですが、続けて4日、5日はきついい思いました。

4番

精神的な面で負担となった。専門家でない我々が人の一生を大きく左右するというこで裁判員裁判制度自体がこうなのかという……。報道関係者の皆様も、裁判員制度ありきで、1回目、2回目とかでしたらもしかしたら裁判員制度の意義等の質問が出たかと思ひますが、それが出てこない。その中で我々が裁判員としての権利負担ということではなくて裁く側に立つという精神的な負担がありました。

1番

証拠の写真について、見たくないような写真はありました。ぼけた感じにはなっていましたか、女性がひどい暴行を受けた写真で、証拠としては見なければいけないのでしようが、普通に生活をしていれば見ることはないような写真がありましたので、それがちょっと負担になるかなというものはあります。

毎日新聞（代表質問）

裁判員の皆様から見て裁判報道をする際において我々マスコミに対して求めることとかありますか。

4番

裁判員裁判だからより詳しい記事になることは多々あるとは思ひのですが、裁判員裁判だから取り上げるというところをそれなりに欲しいというか、単に裁判員裁判だから報道するというのではなくて、裁判員裁判を検証するというこを含めた記事が欲しいなと思ひます。

1番

新聞報道に書けることと、書けないことがあると思ひのですが、ある新聞記事だけを見て、このような罪をつけていいのかと、裁判所に来て傍聴していれば、ああ、こういう刑になるんだと分かるのですが、新聞記事だけを見て、こういう

判決が出たという、新聞記事の内容と刑にギャップがあるというか、まあ、これは感想になります。

8 番

たまに新聞で裁判員裁判の記事について、もう少し詳しく具体的に、裁判員制度がどのようなものかを国民の皆さんに分かりやすく伝えてもらえたら不安が少しでもなくなると思います。もう少し記事の内容を増やしてほしいです。

2 番

裁判員経験者の意見交換会を開催すれば記事にしてもらえるとと思いますが、裁判員として参加することも大切だということを伝えてほしいです。負担となることもあるとは思いますが、それ以上に自分に対して意義のあることもあると、そういうところを伝えてほしいのです。私からはそれをうまく伝えることはできませんが、記者の皆さんはそれをうまく表現できると思いますので。どうしても、敷居が高いと思っている人が多いと思いますので、私の友人に裁判員のことを話すと嫌だと言われることが多いのでその辺りのところをうまく記事にしてもらえたらなと思います。

NHK (代表質問)

裁判員として参加してどういうことが意義があったと思いますか。

2 番

評議の中でも専門用語を使わずに自分の言葉だけで話して皆に伝えることができるというその辺りです。裁判官が事件のことをかみくだいて話をしてくれるので分かりやすいこともあって、印象が違うと思うのです。皆さんが思っているような難しいものではありませんでした。

NHK (代表質問)

裁判員として参加することによって、司法に興味を持ったとか社会問題に興味を持ったとか、プラスの変化があればお聞かせください。

2 番

私自身、裁判には興味がなかったのですが、参加して意義があったと思います。

ただ、仕事をしている人はやっぱり、参加するのはちょっと難しいのではないかと思います。仕事を持っている人でも参加できるというプラスになるようなことはあったかどうかは聞いてみたいです。私自身、事情によって会社に行けなくなったのですが、この機会に参加することができたということもあったので・・・、仕事を持っている人はそうはいかないところがあると、例えば、7番の人は仕事上、難しそうでしたが、そういったところはどうのようにしたらよいのでしょうか。

1 番

どちらかといえば、私は裁判員に参加しない方がいいと思っていました。参加することは裁判員制度として決められた義務であって、断る理由がなかったので参加したのが一つで、逆に、実際に参加すると思ったほど負担にはならなかったのと、これまで全く経験していないことが経験できたといったことが感想です。自分の意見で参加の有無が決められるのであれば、裁判員として参加していなかったと思いますが、制度として抽選に当たった以上は断る理由がないから参加した方がいいのではないかと、それで実際にはあまり負担も感じず、それなりにお務めができたのではないかという意味で他の人も裁判員を経験できればとは思っています。

7 番

全国的に大きな事件等に興味もなかったのですが、裁判員を経験することによって興味を持っていろいろと考えるようになったし、仕事と子育てをしている中で、こんな裁判をしているんだなと考えるようになったし、自分が参加して変わったなと思えるようになったのは良かったなと思います。

5 番

裁判員に選ばれなければこういうふうに皆さんと会うこともなかったし、こういう話合いの場も持てなかったと思うので、良い経験になったと思います。

普段の仕事だけをしている分においては、こういう機会をいただくことになって、良かったです。ニュースを見ても、結果だけを聞いていたところが、裁判員に参加することによって裁判の経過も興味を持つようになったし、それが良い経験となったと思います。

4 番

一番良かったのは、いろいろな方々が、いろいろな考えを持って生きているんだということを肌で感じる事ができたことです。報道の結果というのは報道的なものしかなくて、裁判員として参加することで、それがどういうふうなことで、こうなって、どういうふうなことで、こうなったということを肌で感じて生きていくことの重さを知るといことで裁判員として参加することについてプラスになったと思います。

8 番

最初は、裁判等には関心がなかったのですが、裁判員として参加することにより司法に対する専門用語、また、取り組み方等、良い経験をさせてもらって、今、テレビでいろいろ裁判関係のドラマとかもありますけど、関心が持てるようになりました。

愛媛朝日テレビ

5日連続で仕事を休むことで負担があったという意見等が出ましたが、今後、そのような点で変えていくことがあったりとか、その辺りを聞かせていただけますか。

(回答者なし)

司会者

日程については、議論をしているところであります。証拠調べ等のボリュームがどれくらいなのかというのは、事件によって様々であって、例えば、1番の方が言われたように証人が10人以上おられるということになると、日程だけでも2週間、3週間となってしまう、そうすると、まず、月曜日から金曜日

まで連続してというのは難しいところもありますので、そこは、例えば週の中日を設けるとか、事件ごとに工夫をして協議しております。5日間というのも微妙なところであり、月曜日から金曜日まで連続ということは御負担があると思いますし、他方で土日をまたいでしまうと、逆に土日に事件のことを思いながら過ごすのかというところもあって。4日ぐらいだと1日平日が空きますが、5日だと選任手続期日を別期日にさせていただいた上で、例えば、水曜日くらいに選任手続をして、木曜日、金曜日に審理をして、月曜日に評議というのものあり得ると思います。その辺りはまた、今の話を伺った上で考えていかないといけないと思っています。ただ、それが10日間、ぶっ通しということは実際にはありません。いろいろな御意見を踏まえて日々、考えていかなければいけないところではあります。

司会者

用意させていただいたテーマは全て終了しました。本日はお忙しい中、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。これからもいただいた御意見を受けて裁判員裁判の運用に生かしていきたいと思っております。これで意見交換は終了とさせていただきます。ありがとうございました。 以 上